

独立行政法人農林漁業信用基金からのお知らせ

特定非常災害により直接被害を受けた方

林業・木材産業 災害復旧対策保証の 負担を軽減します

保証料 最大5年間**不要**にできます

連帯保証人 **不要**にできます

物的担保 **不要**にできます

必要な出資金 最大 **1万円**

※詳細は裏面をご覧ください。保証については一定の審査があります。

お気軽にご相談ください

独立行政法人 農林漁業信用基金

電話 **03-3434-7825** (林業信用保証管理部)

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1

愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



ご利用条件について(必ずお読みください)

保証要件	<p>次の1と2の両方を満たす方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none">被災原因となった災害が、次の両方を満たすこと。<ol style="list-style-type: none">林野庁長官の指定する災害に指定されていること「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき特定非常災害に指定されていること原則として、事業用資産等が被災した方 <p>※林野庁長官の指定する災害 https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/jigyousya/jigyousyoukei.html#cms202401saigaishitei</p> <p>※特定非常災害 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hourei/tokubetsu_houritsu.html</p>
対象業種・資金	<p>○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産</p> <p>・直接被害を受けた林業者・木材産業者の復旧及び資金繰り安定化のために必要な運転資金・設備資金</p>
保証割合	原則100%
保証限度額	8千万円（一被保証者当たりの限度額）
保証期間	運転資金：5年以内（長期運転資金の場合は7年以内）、設備資金：15年以内
返済方法	一括返済／分割返済 ※長期資金は分割弁済とします。（返済据置期間2年以内）
保証料	0.20%～1.80% 最大で5年間保証料を免除することができます。
貸付利率	融資機関所定の利率
保証人	連帯保証人を立てることを免除することができます。
物的担保	徴求を免除することができます。
出資金	・新たに林業信用保証をご利用になる方は、1万円 ・林業信用保証をご利用中の方は、追加出資は不要
申込期間	原則として、当該災害の発生した年度の翌年度末まで
申込窓口	お近くの取扱い金融機関へ直接お申込みください。 https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/jigyousya/default202306061010.files/rin-yuushikikkan.pdf